

令和7年度第3回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年10月16日（木）午後2時55分～午後4時52分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室 （徳島労働局）
（徳島市徳島町城内6－6）

2 出席委員

（公益委員）稲倉委員 竹原委員

（労側委員）木戸委員 横井委員

（使側委員）久米委員 鴻池委員 五島委員

3 議事要旨

- （1）前回専門部会（第2回専門部会）において委員から質問のあった「特賃（電機）の全国順位」に関して、事務局より別添資料1及び2により説明を行った。
- （2）金額審議に入る前に部会長より前回までの審議において、現行の時間額1,038円に、労側は「117円引き上げて、1,155円とすべき」との主張、使側は「50円引き上げて、1,088円とすべき」との主張で、双方の主張に隔たりがあり、継続審議との結論で終了していたことの確認が行われた。
- （3）使側委員より他県における特賃（電機）の答申状況について質問があり、事務局より、異議申立期間中のものもあり確定したものではない旨前置きした上で答申状況の説明が行われた。
- （4）金額審議を行うに当たり、使側委員より使側だけの協議を求める発言があり、労使各側委員のみでの協議に入る。
- （5）審議を再開し、労、使の各側協議の結果、使側は「62円引き上げて、1,100円とすべき」との主張、労側は「66円に数円加えた金額の引上げを求める」主張であり、以下のとおりの意見が述べられた。

使側

- 可能な限り県内の同業者からの状況確認をしたところ、経営者としては、半導体関係や電池関係の景気も戻りきっておらず、当初の計画よりも低い状態であるといったかなり厳しいとの意見が多い一方で、明るい兆しが見え始めたところのご意見もあることも加味した上での金額である。

価格転嫁に関して発注者と受注者の考え方に相違があり、価格転嫁の話し合いを行うも実際に価格転嫁が実現するのが困難な場合もあることも認識していただきたい。

労側

- 使側の提示額では、特賃（機械）との差が、さらに開くことになり、地賃よりも低く特賃の優位性が損なわれること等から受け入れがたい。

使側

- 当初使側としては+60円と考えていたが、労側主張にも受け入れるべき内容があったことや他県の引上げ状況、今後徳島に人材を定着させていく必要性等を鑑みて2円を加算した+62円を提示したものである。

労側

- 春闘において高卒初任給の事業場内最低賃金の引上げ率が7～8.8%であり、これを目指したいと考えている。
- (6) その後、公使の二者協議を求める発言があり、公使の二者協議に入り、その後、引き続き公労協議に入る。
- (7) 審議を再開し、使側は「66円引き上げて、1,104円とすべき」との主張、労側は「67円引き上げて、1,105円とすべき」との主張であり、以下のとおりの意見が述べられた。

使側

- 特賃の優位性確保、特賃（機械）との格差解消、現状における企業努力でなし得る限界を鑑み、判断したものである。

労側

- 使側が想定以上に歩み寄っていただいたこともあり、労側として少し戸惑っているが、今日現在での意見としては先に主張したとおり。
- (8) 双方に歩み寄りがあったものの、最後の隔たりが埋まらなかったことから、本日は各側持ち帰り、次回までに歩み寄りの検討を行うこととなった。

4 次回開催

10月22日（水） 13時30分～ （徳島地方合同庁舎 6 階会議室）